

19. 小牧市

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

③新基準による要介護認定について

- ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。
- イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。
- ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

- ④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【陳情事項に対する回答】

【1】〔健康福祉部全体〕

- ①法の趣旨を尊重し、第6次小牧市総合計画に基づく効率的な行財政運営に努めます。
- ②厳しい経済状況を踏まえ、限られた財源の効率的かつ効果的な活用に努めます。
- ③行政サービス制限条例は制定していません。

【2】

1.

(1)

①〔長寿介護課〕

低所得者に対しては保険料減免制度を設けています。

②〔長寿介護課〕

本市独自の施策については考えておりません。

③〔長寿介護課〕

ア. 10月からの「見直し」については、すでに文書等で周知を図っておりますが、遺漏のないよう努めてまいります。

イ. 現在、更新申請対象者に対し、その旨をお知らせする書面とともに10月1日から新しい調査に変わる旨の文書を送付し、周知しております。

ウ. 認定調査員には、国主催の研修に参加してもらい、参加できなかった認定調査員、地域包括支援センター職員等に厚生労働省から配布されましたDVDを上映し、新制度の周知を図っています。

④〔長寿介護課〕

第4次高齢者保健福祉計画に基づき、小規模特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護施設等の地域密着型サービスの施設整備を図ってまいります。なお、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所確保に対する助成制度について、現在のところ考えておりません。

<p>⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p> <p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p> <p>①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。</p> <p>②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。</p> <p>ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援</p> <p>イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充</p> <p>(3) 障がい者控除の認定について</p> <p>①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p> <p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p> <p>2. 高齢者医療などの充実について</p> <p>①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制</p>	<p>⑤ [長寿介護課] 財政的な支援について、本市独自の施策については考えておりません。また、事業所の通所介護、訪問介護職員を対象に、研修を行っております。</p> <p>(2)</p> <p>① [長寿介護課] 現時点では、実施は考えていませんが、配食サービスの利用促進のため今後も周知に努めます。なお、会食方式を実施する団体大して、間接的に助成を行っています。</p> <p>② ア. [交通防犯課] こまき巡回バスは、低床(4台)ワンステップバス(4台)で運行しており、車椅子スペースのある高齢者や障がい者対応の使用となっており、外出支援の一役をかつていると認識しています。なお、敬老バスの発行は考えておりません。</p> <p>イ. [長寿介護課] 小牧市社会福祉協議会に対して補助を行い、サロンなど的高齢者の集まりの場が増えるように働きかけます。</p> <p>(3)</p> <p>① [長寿介護課] 現時点では、実施は考えていません。</p> <p>② [長寿介護課] 身体状況により該当と判断される対象者には個別に案内しておりますが、全ての要介護認定者への送付は、現時点では考えていません。</p> <p>2.</p> <p>① [保険年金課] 小牧市においては、愛知県制度に加え、市内に親族のいないひとり暮らし</p>
--	---

<p>度の対象を拡大してください。</p> <p>②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。</p> <p>③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないください。</p> <p>④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。</p> <p>3. 子育て支援について</p> <p>①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。</p> <p>②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。</p> <p>③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。</p>	<p>非課税者も対象としています。なお、年齢要件は県に準じ75歳としています。</p> <p>②〔保険年金課〕 現在のところ、1割分の助成は考えておりません。</p> <p>③〔保険年金課〕 資格証明書の発行は、市が対象者の生活状況等を調査した上で、広域連合が行っています。</p> <p>④〔保険年金課〕 後期高齢者福祉医療費助成制度は、国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と考えます。</p> <p>⑤〔保健センター〕 平成21年6月より開始しております。</p> <p>3.</p> <p>①〔保険年金課〕 平成20年4月より、通院・入院とも15歳年度末(中学校卒業)まで現物給付としています。</p> <p>②〔保健センター〕 妊婦の無料健診制度については、平成21年1月27日以降、国の示した14回を実施しております。また、産後健診については、現在のところその考えはありません。</p> <p>③〔保健センター〕 現在のところその考えはありません。</p>
--	---

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どものについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

④ [学校教育課]

生活保護基準額+市単独基準額の1.3倍を就学援助の認定対象基準としております。なお、受付窓口については市町村窓口と学校のどちらからでも受け付けております。

4.

① [保険年金課]

ア. 従来から一般会計からの繰り入れは他市町村と比較しても多くなっており、また、減免制度の拡充については現時点では見直しの考えはありません。

イ. 均等割については地方税法において定められており、法改正がされない限り均等割を賦課しないことはできません。

ウ. 従来より、所得0の世帯を含め低所得者に対する軽減措置により保険税の負担軽減を行っています。また、平成20年度より従来の6割、4割軽減を7割、5割軽減に改正し、2割軽減を新たに設定しました。相互扶助の観点から、低所得者の方にも一定の負担をしていただいています。

エ. 小牧市における所得激減による減免要件は、前年総所得が400万円以下となっており、適正なものと考えています。

② [保険年金課]

ア. 従来より、公費負担の医療に関する給付を受けることができる場合や世帯主等が病弱者の場合等は発行していません。また、義務教育終了前の子どものについては、保険税の滞納の有無に関わらず、6ヶ月の短期証を全世帯簡易書留郵便で送付しています。

<p>イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。</p> <p>ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p> <p>③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。</p> <p>5. 障がい者施策の充実について</p> <p>①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。</p> <p>②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。</p> <p>③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。</p> <p>6. 健診事業について</p> <p>①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実</p>	<p>イ. [保険年金課] 短期証を交付することは、納税意識をより高めるために必要なことと考えられます。</p> <p>ウ. [保険年金課] 保険税の滞納者の徴収については納税相談を行い生活実態等に照し合せたうえで支払い能力に応じた納付や分納を奨めています。また、差押えを行う場合は生活実態等を把握したうえで差押予告をし、相談の機会を設けています。</p> <p>③ [保険年金課] 現在のところ、一部負担金の減免は考えておりません。</p> <p>5.</p> <p>① [福祉課] 補装具に関しては、利用者負担を5%としております。 他の施策については、現在のところその考えはありません。</p> <p>② [福祉課] 日常生活用具については、利用者負担を5%としております。 他の施策については、現在のところその考えはありません。</p> <p>③ [福祉課] すでに実施しております。</p> <p>6.</p> <p>① [保険年金課]</p>
--	---

施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

特定健診については、自己負担は無料としています。実施方法は、受診者の利便を図るため「個別」としています。

〔保健センター〕

がん検診については、健康を自己で管理していただく意識を高めるためにも費用の一部を負担していただいておりますが、平成21年度は、女性特有のがん検診推進事業としてある一定の年齢に達した方を対象に、子宮がん、乳がん無料クーポンを配布しました。その他のがん検診に関しては、他市町村との均衡、財政負担の増加等から、現在のところ変更する考えはございません。なお、満70歳以上の方、非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方には減免措置があります。

実施期間は、がん検診については集団方式で胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんを5月～3月、個別方式で胃がん・大腸がん、胸部X線、前立腺がんを6月～2月、子宮がんについては3月まで実施しています。

歯周疾患検診については自己負担金無料で年12回実施していますが、平成21年度からは35歳を対象に個別医療機関での個別検診（一部自己負担あり）も実施しています。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

②〔保健センター〕

平成20年度から35歳の市民を対象に無料で生活習慣病予防のためのヤング健診を実施しています。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

③〔保健センター〕

歯周病疾患検診については成人歯科検診として、20歳以上の市民を対象に保健センター等において、無料で歯科検診や口腔がん検診等を12回実施しております。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

7.〔福祉課〕

①生活保護が必要な人には速やかに支給しております。

<p>②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。</p> <p>③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。</p>	<p>②稼働能力や居住地がないことを理由に生活保護申請を拒否することはしていません。</p> <p>③できる限り正規職員で対応できるようにします。</p>
<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。</p> <p>②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。</p> <p>③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p> <p>④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。</p> <p>⑤消費税の引き上げは行わないでください。</p> <p>⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。</p>	<p>【3】</p> <p>1.</p> <p>①〔保険年金課〕 国の社会保障政策に関することでありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>②〔保険年金課〕 国の社会保障政策に関することでありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>③〔長寿介護課〕 介護報酬が改定されたところであり、国の審議の状況を見守りたいと考えています。</p> <p>④〔保険年金課〕 国の社会保障政策に関することでありますので市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>⑤〔健康福祉部〕 国の制度でありますので市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>⑥〔健康福祉部〕 国の社会保障政策に関することでありますので、市としては意見書・要望</p>

<p>⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。</p> <p>⑧介護保険サービス利用者として、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。</p> <p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p> <p>①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。</p> <p>③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。</p> <p>④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。</p> <p>⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。</p> <p>⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。</p> <p>⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。</p>	<p>書の提出は考えていません。</p> <p>⑦〔福祉課〕 国の社会保障政策に関することでありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>⑧〔福祉課〕 国の社会保障政策に関することでありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>2.</p> <p>①〔保険年金課〕 後期高齢者福祉医療費助成制度は、国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と考えますので意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>②〔保険年金課〕 県下各市の状況をみながら判断していきたいと考えています。</p> <p>③〔保険年金課〕 応分の負担は必要なため提出は考えておりません。</p> <p>④〔保険年金課〕 県下各市の状況をみながら判断していきたいと考えています。</p> <p>⑤〔保険年金課〕 県下各市の状況をみながら判断していきたいと考えています。</p> <p>⑥〔保険年金課〕 県下各市の状況をみながら判断していきたいと考えています。</p> <p>⑦〔保険年金課〕 県下各市の状況をみながら判断していきたいと考えています。</p>
--	--

<p>⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。</p> <p>3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</p> <p>①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。</p> <p>②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。</p> <p>③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。</p> <p>④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。</p>	<p>⑧〔福祉課〕 市としては意見書、要望書の提出は考えていません。</p> <p>3.</p> <p>①〔保険年金課〕 県下各市の動向を見ながら判断していきたいと考えています。</p> <p>②〔保険年金課〕 県下各市の動向を見ながら判断していきたいと考えています。</p> <p>③〔保険年金課〕 県下各市の動向を見ながら判断していきたいと考えています。</p> <p>④〔保険年金課〕 県下各市の動向を見ながら判断していきたいと考えています。</p>
--	--